

目 次

1. 平成19年度第52回定時総会報告	1
2. 会長（代行）あいさつ 副 会 長 蓑原 照光	2
3. 宮崎地方法務局長祝辞 宮崎地方法務局長 阿部 利幸	3
4. 理事会抄	5
5. 新入会員紹介	8
宮崎支部 森 透	8
都城支部 畑中 和彦	8
6. 思い出の事件	9
日向支部 岩切 和弘	9
7. 紙上研修「不動産調査報告書の現状と今後」	10
日向支部 北山 高之	10
8. 「は か る」	11
日向支部 小林 明代	11
9. スタッフ紹介	12
日向支部 小林明代事務所 富高佐知子	12
10. 会務報告	13
11. 会員の動き	14
12. 編集後記	15

平成19年度 第52回定時総会報告

平成19年 5月25日(金)

ウェルシティ宮崎 (宮崎厚生年金会館)

出席会員総数 128名

表 彰

(福岡法務局長表彰)

柏田 芳美会員 谷口 浩哉会員

(宮崎地方法務局長表彰)

吉年 弘文会員 白土 和明会員

清水 信義会員 友井 唯光会員

岩野 秀子会員 佐藤 仁之会員

(日本土地家屋調査士会連合会会長表彰)

川口伊佐男会員 児玉 防人会員

(九州ブロック協議会長表彰)

落丸 正博会員 魚矢 隆文会員

佐藤 金夫会員

(宮崎県土地家屋調査士会会長表彰)

平原 崇司会員 吉田 昌叙会員

村上美智太郎会員 柳井田 紘会員

小田 英紀会員 甲斐 勉会員

来 賓

宮崎地方法務局長 阿部 利幸氏

日本土地家屋調査士会連合会副会長

石橋 利直氏

第1号議案 平成18年度会務報告並びに事業経過報告

第2号議案 各種委員会報告

第3号議案 平成18年度収支決算報告(特別会計を含む)の承認について

第1号議案、第2号議案、第3号議案及び監査報告は、出席会員の過半数の賛成で原案の通り議決された。

第4号議案 平成19年度事業計画(案)承認の件

第5号議案 平成19年度収支予算(案)承認の件

第6号議案 宮崎県土地家屋調査士会会則改正



について

第7号議案 宮崎県土地家屋調査士会役員等給与規程・実地調査書運用規則・研修活動補助費規程改正について

各議案は出席会員全ての会員の賛成があり、委任状及び書面決議を加えた157票の賛同を受けて決議された。

第8号議案 役員改選について

選任された役員は次の通りである。

会 長	松 浦 正 展
副 会 長	蓑 原 照 光
〃	北 山 高 之
〃	鎌 田 隆 光
監 事	酒 井 弘
〃	宮 本 昇
予備監事	富 田 美 利

会長が復帰されるまでの職務代理者として副会長の蓑原照光を指名し総会で承認するよう要請し総会は全員一致でこれを承認した。

承認された役員は次の通りである

理 事	松 崎 靖 尚
	後 藤 泰 孝
	竹 嶋 弘 康
	成 田 親 実
	岸 良 健 一
	高 木 幹 彦
	小 林 明 代
	河 野 公 司
	嶋 田 賀 久
	落 丸 正 博
	湯 地 達 也
	茶 木 久 敏
	津 野 敏 明
	川 口 伊佐男
	坂 口 栄 生
予備綱紀委員	徳 田 公

綱紀委員



あ い さ つ

宮崎県土地家屋調査士会
会長職務代理者

副会長 蓑原 照光

ただ、雨に濡れた紫陽花の花の紫が美しと思えるだけのうっとうしい梅雨の季節が過ぎ、長期予報によれば、例年になく暑く長いという夏が始まりました。会員の皆様には暑さを避けながらの現場作業ご苦労様です。熱中症等には十分留意され業務に励んで頂きますようご祈念いたします。

さて、日付は遡って、平成19年5月21日(月)午後3時過ぎ、県会事務局より松浦会長倒れる、の報を受けた。命に別状はないとの事で一安心はしたものの、県総会5日前である。残った役員及び、河野俊治顧問にも協力をお願いし善後策を協議。最終判断は、役員改選については選挙管理委員会に届け出の通り、松浦会長続投でお願いし、混乱が予想される為、副会長を1名追加して3名体制とし、総会及び今後の会運営に臨むこととなった。その後、図らずも私に与えられた役職名が、会長職務代理者……。事の重さを考える間もなく、ただただ、松浦会長の病魔との戦いに思いを馳せ、引き受けた次第です。まさに、調査士会としても、私個人としても、不測の事態、不測とは、はかれないと書く。測るを糧とする調査士にも、はかれない事がある事を思い知らされた事態であった。

さて、調査士を取り巻く環境の変化の中でその業務は「調査士は他人の依頼を受けて不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査測量申請手続き又は審査請求の手続きをする事を業とする」とだけしか無かったものが、今では調査士法第3条1項に、1号から8号まで実に8項目の業務範囲となっている。

その範囲を適正におこなえる能力担保として、資格内資格ともいえる認定調査士が誕生し、法

務局からは筆界特定制度を担うべく、17名の筆界調査委員の委嘱もおこなわれている。業務範囲の拡大に伴い調査士が背負う責任が益々大きくなってきている今、自己の足元をしっかりと堅める必要があります。変化に迅速に対応すべく、各種の研修は積極的に受講し自己の研鑽に努めて頂きたいと思います。松浦会長が総会前の集まりの中で言っておられた、月1研修会の提唱も、その時は実行不可能に思っていた事が他県開催の研修会への参加も含めて考えると達成出来ない事ではないと思えてきたところです。

不動産調査報告書も色々ご意見もお有りでしょうが、調査士だけに与えられた特権と思い、自ら中身の充実に努め、他との差別化を図る絶好の機会と、捉えるべきではないでしょうか。これをやり遂げた時、近い将来的にあるかもしれない、法務局の実地調査民間委託にも応えられる調査士会と成ることが出来るのではないのでしょうか。平成22年問題として取りざたされている、登記印紙制度の廃止はあと3年後です、遠い将来の事ではありません。内部充実の体制作りが必要だと思います。

最後に松浦会長も業務、会務の復帰に向け、奥様と二人三脚でリハビリに頑張っておられます。一日も早い回復を願い、我々役員一同も頑張っておりますので、会員各位のご支援、ご協力の程よろしくお願い申しあげ代行挨拶いたします。



祝

辞

宮崎地方法務局
局長 阿部 利幸

本日、ここに第52回宮崎県土地家屋調査士会定時総会が、盛大に開催されましたことを、心からお喜び申し上げます。宮崎県土地家屋調査士会並びに会員の皆様方におかれましては、日頃から登記行政の適正かつ円滑な運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り、本席をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。また、先ほど、永年にわたり土地家屋調査士として業務に精励され、制度の充実発展のため、ご尽力、貢献された方々が受賞されましたが、受賞された皆様方には、心からの敬意とお祝いを申し上げますと共に、今後、より一層のご活躍を祈念申し上げます次第です。

本日は、せっかくの機会ですので、法務行政の当面する諸問題のうち若干の事項について申し述べ、皆様方のご参考に供させていただきたいと存じます。

まず第1に、登記のオンライン申請の利用についてであります。今日の高度情報化社会にあって、「電子政府の早期実現による行政サービスの向上」が国の課題として掲げられている中、法務局におきましても、登記申請や各種証明書の請求について、オンラインの利用促進が強く求められています。当局管内におきましては、既にすべての庁で不動産及び商業法人登記事務のコンピュータ化が完了しており、オンライン申請につきましても、本年中に全庁で、その取扱を開始する予定となっています。オンラインによる登記申請は、パソコン等の環境設定や個人の電子認証が必要となるなど利用上の制限もありますが、オンラインによる登記事項証明書の請求につきましては、それほど手続きも煩雑ではなく、登記手数料も優遇措置が講じられて

います。また、登記情報提供サービスをご利用頂ければ、事務所にいながら、「登記の全部事項」情報を登記事項要約書の3分の1の手数料で確認できます。さらに、地図情報システムについては、本局登記部門と小林出張所において導入され、本局登記部門については、本年登記部門については、本年4月1日から、オンラインでの地図の証明書の請求も可能となっています。本年度、日南支局、延岡支局と順次地図情報システムの導入が予定されており、平成22年度までには、全国すべての登記所に地図情報システムが導入され、オンラインによる地図の証明書の請求も可能となる予定です。法務局としましては、今後、これらオンラインの利用促進を図ってまいりたいと考えておりますので、是非とも、皆様が率先して、この制度を利用して頂きますよう、改めてお願い申し上げます次第です。

第2に、筆界特定制度についてであります。ご承知のとおり、昨年1月20日、筆界特定制度がスタートしました。この制度は、筆界をめぐる紛争の解決を図るため、筆界特定登記官が、外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて筆界を特定するものです。制度発足以来、当局におきましても、これまでに21申請31事件と、予想を上回る申請があり、多数の土地家屋調査士の皆様方に、筆界調査委員を御願いし、ご協力をいただいて処理を進めているところです。今後は、適正な処理はもちろんのこと、早期処理に向けて努めてまいりたいと考えますので、これまで以上に、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

第3に、不動産登記法第14条地図作成につ

いてであります。法第14条地図作成につきましては、昨年度、宮崎市阿波岐原地区の0.2平方キロメートルについて実施しました。この作業につきましては、宮崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に受託していただき、精度の高い地図を作成することができました。夏の暑い中、調査測量等を行っていただきました調査士の皆様方に、改めて厚く御礼申し上げます。今後は、平成24年度までの6年間で、宮崎市本郷北方、本郷南方地区、約1.1平方キロメートルについて、調査、測量、地図作成作業を行う計画ですが、これらの事業の推進には、表示登記の専門家であります皆様方のご理解、ご協力が不可欠であり、また、これらの事業を通じて、土地家屋調査士制度に対する国民の理解が深まり、社会的貢献への期待と信頼が一段と高まることになるものと考えておりますので、なお一層の御支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第4に、乙号事務の外部委託の試行についてであります。行政の減量・効率化という国の方針のもと、登記事務のうち、証明書等の交付についての事務、いわゆる乙号事務が「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象となり、平成20年度から、全国で乙号事務

の包括的民間委託が、順次実施される予定となっています。この乙号事務の包括的民間委託の実施に先だって、その仕組み、在り方、委託業務範囲、委託した場合の具体的な問題点等を把握・検証することを目的として、本年4月から、当局登記部門を含む全国10の登記所に於いて乙号事務の外部委託の試行をしています。つきましては、法務局をよく知り、またよく利用される土地家屋調査士の皆様方におかれましては、皆様からの目線でお気づきの点がございましたら、是非教えていただきますよう、お願い申し上げます。最後になりましたが、規制緩和、自由競争の流れの中で、土地家屋調査士会制度をめぐる状況には、一段と厳しいものがあると同っております。皆様方におかれましては、国民の信頼に応え、土地家屋調査士本来の責務と制度の目的について、認識をさらに深めていただき、適正な業務処理を通じて、その社会的使命を十分に果たされますことを御期待申し上げる次第でございます。

終わりに、宮崎県土地家屋調査士会のますますのご発展と、会員の皆様方のご健勝、ご活躍を祈念申し上げまして、私のお祝いの言葉とさせていただきます。



理 事 会 抄

平成18年度 第4回理事会議事録

日 時 平成19年3月20日(火)

午後1時30分より

議 事

- (1) 九B第6回会長会報告
- (2) 第3回研修会(調査報告書、公共基準点)の総括
調査報告書の入力ソフトはHPに掲載する。
公共基準点の使用条件は市町村と直接交渉する。
- (3) 第52回定時総会の資料について
- (4) 平成18年度事業報告と予算執行についての総括
- (5) 平成19年度の事業計画案と予算案についての協議
一般会計予算と特別会計予算を報告した。
支部交付金の出費割合を県会70%、宮崎支部30%とした。
- (6) 会則等改正についての協議
「会則」、「役員等給与規程」及び「調査書運用規則」の変更を承認した。「研修部」の設置を受けて研修部規則を入れた。

平成18年度 第5回常任理事会議事録

日 時 平成19年2月27日(火)

午後1時30分より

議 事

- (1) 九B第5回会長会報告
- (2) 境界問題相談センターかごしま視察について
多くの質問に回答を頂き、設立時に集められた全国各地の資料をもらった。参考にして早期の設立を目指したい。
- (3) 法務局との公共基準点使用承認に関する協議会参加について
3月12日午前10時から開催、法務局からは

4名が出席予定である。時間の延長をお願いする。県会の意見を纏めておく。

- (4) 第3回研修会(全国担当者会同を受けて)について
3月2日(金)研修会では調査報告書(土地)(建物)の記入方法の解説を行い当日の研修内容の概略を説明した。
- (5) 平成19年度各部事業計画と予算案について
19年度予算案の説明と共に、新しく研修部を設けた。各部の予算は次回の理事会でもう少し詳しく検討する。第6回常任理事会は3月16日(金)、第4回理事会は3月20日(火)に開催する。
- (6) 総会までの準備(行事日程、資料等)
選挙の日程については、遺漏のなきよう準備することを提案した。

平成18年度 第6回常任理事会議事録

日 時 平成19年3月16日(金)

午後1時30分より

議 事

- (1) 九B第6回会長会報告
- (2) 第3回研修会(調査報告書、公共基準点)の総括
公共基準点使用条件は使用願いを提出する。
使用報告書はまとめて提出する方がトラブルがない。
- (3) 第52回定時総会の資料について
- (4) 平成18年度事業報告と予算執行についての総括
- (5) 平成19年度の事業計画と予算案についての協議
- (6) 会則等改正についての協議

第1回常任理事会議事録

日 時 平成19年4月11日(水)

午後1時30分より

議 事

- (1) 平成19年度第52回定時総会資料の検討について

第2回常任理事会議事録

日 時 平成19年 6 月22日 (金)

午後 1 時30分より

議 事

- (1) 第 1 号議案 平成19年度九 B 協議会会長会報告
- (2) 平成19年度九 B 協議会総会報告
- (3) 平成19年度日調連定時総会報告
- ・強制入会制度の将来
 - ・懲戒処分の厳格化
 - ・地積シンポジウムの成果
 - ・公嘱協会の法人化
 - ・地図予算の拡充
 - ・個人認証カードの普及
 - ・街区基準点の利用
 - ・街区基本調査の予定
 - ・調査報告書の位置づけ
 - ・筆界特定のマニュアル作成
 - ・ADRセンターおきなわの稼働
- これらの他に
- ・調査報告書を巡る対応を反省しているか。
 - ・街区基準点の使用についてQ & Aが出される予定
 - ・ADR特別研修について受講者が参加しやすくなる環境をつくる。
 - ・筆界特定制度への対応、調査委員に対する費用弁償については交渉中
 - ・連合会規則の変更について性急すぎるとの批判あり。

- (4) 各部執行可能予算について

- (5) 各部事務引き継ぎ

平成19年度 第1回理事会議事録

日 時 平成19年 4 月24日 (火)

午後 1 時30分より

議 事

- (1) 第 1 号議案 平成19年度 第52回定時総会資料の検討について
- 議事時代に沿ってシミュレーションして詳細を検討した。会則の変更、役員改選、支部交付金、役員報酬の減額等について審議した。役員選挙の日程順序、及び告示の様式について 4 月19日に告示、5 月 2 日届出締切。又、4 月11日第 1 回常任理事会、4 月24日第 1 回理事会を開催する。総会資料は連休あけてすぐに送付する。

平成19年度 臨時理事会議事録 (第2回)

日 時 平成19年 5 月22日 (火)

午後 1 時30分より

議 事 松浦会長の病気について

松浦会長の急病により総会の運営及び今後の執行部体制について対応を検討した。今年度はすでに全ての役員が内定しているため松浦会長がそのまま就任して副会長 3 人制をとり今年度の事業運営に当たる。選挙会則に従って選挙を行い、副会長 1 名の補充選挙をする。変則だが緊急事態のため総会までに残りの日にちで選挙を行う。

平成19年度 第3回理事会議事録

日 時 平成19年 6 月 1 日 (金)

午後 1 時30分より

議 事

- (1) 第 1 号議案 総会の反省
- 総会で出た要望事項の概要を説明した。今後決定事項や連絡事項はHPに掲載する。制度検討委員会を諮問委員会にする。境界問題相談センターの委員を増員する。
- (2) 蓑原副会長の件について

松浦会長が病氣療養中であり、業務の執行に支障をきたすことになるので、会長職務代理者として蓑原副会長を選任する。

(3) 役割分担について

部長（常任理事）の選出を行い次に各部員を選任した。以下の通り

総務部長 松崎 靖尚

総務部員 成田 親実

業務部長 竹嶋 弘康

業務部員 落丸 正博 岸良 健一

財務部長 嶋田 賀久

財務部員 河野 公司

広報部長 後藤 泰孝

広報部員 小林 明代

研修部長 鎌田 隆光

研修部員 高木 幹彦

副会長担当部を決めた。

蓑原 照光 会長職務代理者

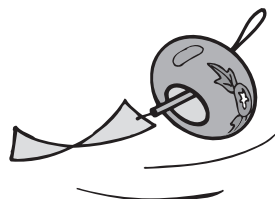
北山 高之 総務 財務 広報

鎌田 隆光 業務 研修

(4) 常任理事会の期日決定

6月22日に決定し、午後1時30分から事務引き継ぎを主要議題に行う。

(5) その他（南九州3県合同研修会）について



新入会員紹介



宮崎支部 森 透

『開業して』

宮崎市佐土原町で開業致しました、森透と申します。

以前、清武町の井上事務所で補助者として勤務させていただいていた時に、スタッフ紹介ということで会報に掲載させていただいたところではありますが、今回は、新人調査士として会報の方に掲載するという事で、中島先生よりのたっのご依頼があり、作文等がすごく苦手な自分としては、頭の痛い思いをしながらパソコンに向かっているところです。

さて、4月に開業して、早いものでもう3ヶ月が過ぎ、開業した時の慌たしさはなくなったものの、日々業務の事で頭がいっぱいであります。(何処から仕事を取ってこようかなど。)補助者時代には味わうことの無かった苦労が、自分で事務所を持つことによって、ひしひしと感じさせられる次第であります。

時々、補助者時代の頃が楽しかったなぁ〜と思ってしまうことありますが、これも1人前の調査士になる為の第一歩だと思えば楽しくも思えるものであります。(実際にいろいろと大変です。)

しかし、近年の法改正・ADR・筆特と学ぶべき事が試験勉強をしていた頃より多く感じてしまう今日この頃・・・。

とにもかくにも、日々の努力を怠る事無く、実務に勉強に精進していき、『調査士』として『人』として偉大な大先輩方の山のような大きな背中に少しでも近づけるように日々頑張っていく思いであります。

何を書いているのか自分でも分からなくなってきましたが、私の詳しい自己紹介については、会報第91号／平成18年12月のP13をご覧くださいてもらえればと思います。

このような私ではありますが、宜しくお願い致します。



都城支部 畑中 和彦

平成19年4月に登録させていただきました畑中和彦と申します。試験には、何とか合格できたものの実務経験がほとんどないので、諸先輩方の指導を受けながら、日々悪戦苦闘している毎日です。

ここで、簡単に自己紹介をさせていただきます。高校卒業後は整備関係の専門学校に行き卒業後は、自動車会社に就職しました。本来、機械好きでしたので自分に合っている仕事だと思っていました。そんな折24歳のとき、その職場を辞め、次の仕事を探すまでの間、土地家屋調査士事務所でアルバイトをさせてもらうことになりました。最初は、トチカヤ調査士って何する人？分筆って何？とわからない事だらけでしたが、お手伝い(になっていたかは不明ですが...)させてもらっているうちに、責任が重く大変だけどやりがいのある仕事だと思えるようになってきました。その後、新しい自動車会社に就職も決まり、またもとの古巣に戻る事となりました。頭の中に常に土地家屋調査士業務への憧れはあったのですが、試験を受けるわけでもなく、また、その為の努力をするわけでもなく、ただ目の前にある、仕事、生活に時間をとられて日々を過ごしていました。そんな生活が8年続いた33歳のとき、ふと、今の仕事を一生していくのか？自分は一体何がしたいの？...と考えるようになりました。そこで、思いきって会社を辞め、頭を冷やす為、アメリカ大陸をオートバイで横断することにしました。日本からオートバイを船便で運んだり、各種手続きで頭を悩ます事も有りましたが、何とか無事にスタートする事ができました。道中色々有りましたが結局、4ヶ月近くカナダ、アメリカを野営しながら走ってきました。

帰国してから、夢だった調査士になる為の勉強を始め39歳で開業することができました。開業後も勉強する事が沢山ありますが、1日でも早く社会から必要とされる調査士となれるよう頑張りたいと思いますのでよろしくお願い致します。

思い出の事件

— あの日のあの時 —



日向支部 岩切 和弘

開業して6月で丸19年を迎えた。補助者時期を入れると25年になる。今思えば、試験合格から開業にいたるまで家内の力あってのことと思う。

家内との出会い……私がまだ補助者で法務局へ出入りしていた頃、ある女性が法務局で登記簿粗悪用紙のタイプ打ちで臨時職員として働いていた。いつも背を向けひたすらタイプを打つ姿に何か感ずるものがあった。なんとか声をかけようと思うのだがなかなかチャンスはなし……。ある日のこと、たまたま受付で働いていたMさんと飲みに行くことになり彼女も一緒するよう頼んでみた。返事はOK、チャンス到来。その日は大変寒い日で帰るころには、日向の繁華街が雪で真っ白でいがいとロマンチックな夜となる。その後はいがいやいがい、とんとん拍子で事が進んで行き付き合いだしてから1年もせず結婚となる。これで独身貴族も30歳で終止符をうつ。調査士試験合格……結婚する前に家内にカツを入れられる。家内によるソロバン特訓、玉の入れ方、指の位置と大分と叱られた思いがある。おかげで3級ほどの腕前になり、試験当日は書式の計算が速く終わることができ、見直しができる余裕さえあった。その年見事合格。やったでカアチャン。ありがとう。今の自分、そしてすばらしい家族があるのも体調が悪い中にも頑張ってくれた家内あってのことと思っている。感謝感謝。

人生も半ばを過ぎた今、健康には注意しながら、目まぐるしい時代の流れにうまく乗って行けるよう調査士倫理綱領ではないが、知識と技術の向上をはからなければと感ずる。

紙上研修

不動産調査報告書の現状と今後

登記規則第93条に規定する不動産の調査に関する報告、いわゆる不動産調査報告書について



日向支部 北山 高之

この会報が配布される頃には研修が行われて、今までソフト等未使用だった会員、今ひとつ理解していただいていたなかった会員の皆さんにも、一応の理解が進んでいることとは思いますが、念押しの意味で、不動産調査報告書の成り立ちと必要性について簡単に再考察しておこうと思います。

1. 作成の経緯

これまで調査報告書の添付理由の一つに、登記官の実地調査の省略、これによる登記業務の迅速化が言われながらも、一部を除き中々実現はみられませんでした。このたびの法改正、組織改編の動きに伴い法務局側の人員削減、支局、出張所の統廃合等、登記官による実地調査が物理的に不可能になって来つつあるという法務省側の事情と、日調連側の要望がかみ合って、今回の不動産調査報告書の法制定に繋がったものと理解しています。(法務局支局等の窓口での「調査士会が勝手に作ったもの」とかの指摘は全く的外れで、法務局の内部指導の欠如をもろに露呈したものであり、これに関し、宮崎地方法務局作成の土地建物実地調査要領にも「添付を求める」と明示されており、同局に対し再度の協議を要請し、法務省民事局に対しても、九B協議会、日調連を通じて当会の要望書を提出しており、この会報が出る頃には少しは改善されているかなと期待しています。)

更にオンライン申請にも耐えうるものとの要望もあって、昨年度最初の研修会で紹介した不動産調査報告書が出来たものです。

内容はともかくとして日調連のやり方に対し批判が集中し、改変を重ねて現在に至ったのは皆さんご承知のとおりです。

2. 必要性

では、なぜこれほど詳しいものが必要かですが、登記官の実地調査が省略された場合、真正の担保責任は総て申請代理人である我々にかかると言っても過言では有りません。登記官の今までの実地調査が十分であったとは思いませんが、何か有っても彼らは国が守ってくれます。我々は個人で、しかも強制会に入会し専門家として更に縛られている立場です。言うまでもなく、何か有った場合自分の身は自分で守らなければいけません、しかも情報公開が当たり前になりつつある現在、登記申請に至る経緯を明確にしておく必要が有ります。不動産調査報告書の長期保存が言われるのもその辺の事情を考慮したものです。

3. 取扱いと将来について

不満の一つに、官公庁が出す測量会社作成の実地調査書でも受付、登記処理が行われているのではないかの指摘が有ります。確かに法務局側の説明に官公庁が間違いを出すはずがないとの建前論で処理している実情が有ります。その実、弊害が多いのも暗に認めています。これについても取り扱いに差を付けるよう協議を行っています。ここで一つ気になるのが公嘱での申請代理です。測量等の成果に誤りがありこれを看過して申請した場合等代理人である調査士も懲戒処分の対象になるとの見解(日調連発第455

号 平成19年3月6日)も法務省民事局民事第二課担当補佐官から出されています。実地調査書の扱いも含めて一考が必要でしょう。

また将来登記事務の民営化も頭に入れておく必要が有るでしょう。その時我々調査士及び調査士会がその受け皿となり、仕事の幅を広げていくためにも、今からしっかり実績を積んでおく必要があります。

そこを見据えて実績を確実にするため取り扱いを厳しくし、記入は本職以外認めない、違反すれば綱紀委員会にかけて、会則違反、調査士法違反、に問う等まで考えている会もあります。法的にも「調査士又は調査士法人の代表者が作成したものに限る」となっていますから当然と言えば当然ですが。

不動産調査報告書を含めて登記関連の資料を収集し会員の情報共有、外部に対するサービスを考慮したセンター的なものの設立等も必要でしょう。

これから法務局支局、出張所の統廃合、オンライン申請（個人は難しいかも知れませんが、官公署、会社関係の登記事務は電子申請、電子納品が求められるでしょう。）が進めば、更に改正、バージョンアップ等まだまだ必要でしょう。現在エクセル、一太郎等で作成されている方も、是非不動産調査報告書作成ソフトを使用し、使い勝手が良くなるように要望、意見等出して会員のための使える不動産調査報告書になるよう育てていきましょう。

「はかる」

● 私たちは「はかる」ことを生業としている。
距離・角度を測り、辺長を計り、面積を量っている。
このコーナーでは、「はかる」ことにまつわる
色々な話題を紹介したいと思う。

日向支部 小林 明代

先日、日向に土地を持つ日南在住の地主が、境界の立会に来てくれない為（来るのが奇跡かも）家族で日南へ行きました。土曜日の午後2時出発。10号線を下り堀切峠を通過して一路日南へ。到着したのは午後5時過ぎでしたが、ナビであらかじめ入力した地番のあたりには地主の家が見つからず、結局スタンドで聞きました。「ナビのうそつき」、と独り言をほざきつつやっと地主と話ができました。

「日南はどこ、どこ」と子供がしつこく聞くので「ここよ、ここ、」という「えー、ここが日南、ホテルはどこ」というので、とりあえず泊まることに…。それにしても日南がこんなに遠いとは思いませんでしたが、地図で見ると日向から宮崎市よりは、日南から宮崎市の方がかなり近いかな。以前山田町の知り合いと延岡で会いましたが、延岡に行くより福岡に行った方が遥かに近いと言っていたのを思い出しました。

日南と言えば油津。日向ではかつおと言いますがこちらではかつをと言うらしい。実は、かつおとかつをのどちらがおいしいのか味をはかりに来たのが本音です。入ったのがやまおかと言うお店。早速かつをを注文する。まいう！でもどちらがまいうのか分からない。私達の仕事のように数字では表せない。ビールを飲んで色々食べる。その内、判断する脳みそが麻痺し、もうどうでもよくなる。

ホテルの部屋に行くと子供が「わーっ、せまくなーい」と喜びお風呂を見て、「ひろくなーい」と言っていました。一体子供は何を基準に言ってるんでしょうね。次の日は、北郷町を通過して田野のインターから高速で西都経由で帰りましたが、何と速いこと。行きに比べると40分は短縮しました。高速代の千円は安いモノです。無事に帰った事だし、又かつおでも食べますか。

スタッフ紹介

このコーナーでは、いつも私たちの業務をかたわらで支えていただいているスタッフの方々をシリーズでご紹介させていただきます。



日向支部
小林明代 事務所
富高佐知子

に見守って頂けたらと思っています。

そして、いずれはこの子に頼めば大丈夫と言われるぐらいの仕事が一日も早く出来るよう努力していこうと思っています。

「いま、土地家屋調査士事務所で働いている。」
と言うと、友人は決まって「えっ？何てところ？」
と聞き直してきます。実は、私も働くまでどの
ような業務をするのか詳しくは分かりませんでした。
今は、それだけ特殊で難しい、そして責任の重い
仕事だと痛感しています。

小林土地家屋調査士事務所で働くようになって
早4ヶ月になろうとしています。最初は、自分が何
をさせられているのか分からないまま時間が過ぎて
いました。所長や副所長の話を盗み聞きし、何とか
自分のモノにしようと試みましたが、言葉が分か
らず理解できないので、思わず登記に関する本を
片手に食事をしていたほどです。

例えば、土地の分筆・合筆登記。今まで聞いた
こともない言葉でした。それから、日本の農業生
産力を守るための農地法。恥ずかしながら、この
世に農地法があるということをつい最近まで知
りませんでした。それほど無知だったので。

日進月歩と言いましょうか、少しずつ登記に
関することを勉強しつつ、所長と副所長に一から
丁寧に教えて頂きながら、ようやく自分が何の
ために動いているのか、何の書類が分かるよう
になってきたところです。まだまだ役には立って
いるとは言えませんが。

事務所にいると、たくさんの方との出会いが
あり、また勉強になることばかりです。その出
会いひとつひとつを大事にしていくとともに、
私自身が少しずつでも成長していく姿を皆さん



会 務 報 告

2.	20	火	広報部会	会報編集会議
	22	木	六士会協議会	ひまわり荘 松浦会長他
	24	土	全国担当者会同	鎌田副会長、北山部長 東京
	25	日	〃	〃
	24	土	境界問題相談センター かごしま視察研修	松浦会長他設立委員会委員7名
	27	火	第5回常任理事会	第3回研修会について
3.	2	金	第3回研修会	調査報告書について
	7	水	第1回選挙管理委員会	平成9年度役員選挙について
	8	木	登録証交付式	松浦会長、森 透会員
	10	土	九B第6回会長会	松浦会長 福岡市
	11	日	〃	〃
	12	月	法務局との協議	情報交換（公共基準点）
	16	金	第6回常任理事会	平成8年度事業報告と計画案
	20	火	第4回理事会	平成8年度事業報告と計画案
	23	金	A D R 特別研修集合研修	鹿児島市 鹿児島県会と合同
	25	日	〃 総合講義	
	26	月	第7回全調政連大会	都市センターホール
4.	5	木	登録証交付式	松浦会長、畑中和彦会員
	5	木	宮崎地方法務局長着任挨拶	阿部法務局長、松浦会長
	7	土	A D R 特別研修考査	8名 福岡市
	11	水	第1回常任理事会	第52回定時総会資料の精査
	16	月	公嘱との協議	
	17	火	財務部会	県会監査の準備
	19	木	監査	酒井、宮田監事、松浦会長、富田部長
	20	金	沖縄相談センター設立式典	松浦会長
	24	火	第1回理事会	第52回定時総会の準備
5.	8	火	第2回選挙管理委員会	候補者締切後の点検 武藤委員長他
	9	水	相談センター設立準備委員会	
	22	火	緊急理事会（第2回）	松浦会長病気のための対応
	25	金	第52回定時総会	ウェルシティ宮崎
6.	1	金	第2回理事会	定時総会の反省、新役員役割
	1	金	政治連盟総会	役員改選、新年度事業計画
	9	土	九B第1回会長会	大分市 蓑原会長代理
	10	日	九B19年度定時総会	大分市 蓑原会長代理、北山、鎌田副会長
	18	月	日調連定時総会	東京 蓑原会長代理、鎌田副会長
	19	火	〃	〃
	22	金	第2回常任理事会	新旧部長の引き継ぎ
7.	6	金	相談センター設立準備委員会	委員の委嘱
	6	金	南九州税理士会県連総会	鎌田副会長
	6	金	広報部会	会報発行準備
	10	火	鹿児島県会研修会	県会会員4名
	14	土	九B第2回会長会	大分市 蓑原会長代理
	15	日	3県合同研修会	鹿児島市
	16	月	〃	〃

..... ≪ 会 員 の 動 き ≫

◎ 登録事項変更 (一般)

氏 名	変更事項	変 更 後
中 山 誠	事務所	小林市大字細野 3 8 8 番地
岩 切 勝 美	事務所	宮崎市北川内町円光明 6 3 6 6 番地 1
稲 元 千 明	事務所	都城市花繰町 1 5 号 7 番
友 井 唯 光	事務所	延岡市出北 1 丁目 2 3 番 7 号
高 岡 宏 文	住 所	小林市本町 9 6 番地
小 林 明 代	住所・事務所	日向市向江町 2 丁目 1 8 番地

◎ 退 会 者

年 月 日	氏 名	支 部 名	事 由
19年 2 月26日	衛 藤 要 二	宮 崎 支 部	廃 業
19年 3 月29日	西 窪 輝 夫	宮 崎 支 部	廃 業



森 透

モリ トオル

生年月日 昭和50年10月25日

事務所 〒 880-0212

宮崎市佐土原町下那珂2714番地2

TEL 0985-65-6550

FAX 0982-73-3162

携 帯 090-8766-5075

E-mail

入会年月日 平成19年 3 月 1 日

登録年月日 平成19年 3 月 1 日

登録番号 762 号

公嘱協会 加入

兼 業 専業

自 宅 〒 880-0841

宮崎市吉村町境目甲1488番地1 県住 2 - 404

TEL 0985-29-3874



畑中 和彦

ハタナカカズヒコ

生年月日 昭和42年 7 月 8 日

事務所 〒 885-0075

都城市八幡町 7 街区 7 号

TEL 0986-24-8831

FAX 0986-51-4270

携 帯 080-5272-6870

E-mail

入会年月日 平成19年 4 月 2 日

登録年月日 平成19年 4 月 2 日

登録番号 763 号

公嘱協会 加入

兼 業 専業

自 宅 〒 885-0061

都城市下長飯町1538番地

TEL 0986-39-1258

編集後記

新しい編集委員での初めての会報発行が無事完了しました。お忙しい中、原稿を執筆していただいた皆様には、深く感謝申し上げます。

さて、皆様は「暗騒音^{あんそうおん}」という言葉をご存じでしょうか。ものの本によると、「特定の音を対象として考える場合に、その場所に存在している対象の音以外の騒音を暗騒音と呼ぶ」と定義されているようです。一般には、対象の音と暗騒音のレベル差が10dB以下の場合は、対象の音は暗騒音に影響される（聞こえないなど）と考えられます。

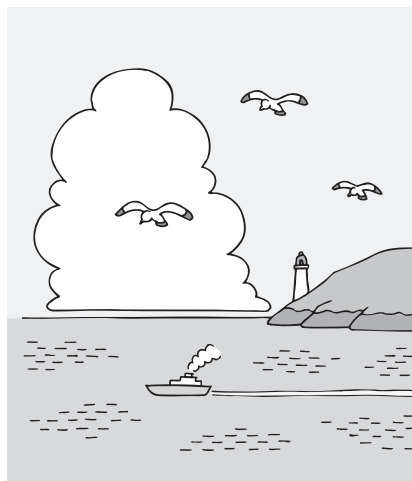
具体的にいうと、ドライブ中のカーオーディオの音を「特定の音」とすると、排気音、タイヤと道路の摩擦音、風切り音などが「暗騒音」となります。低速走行時は、暗騒音が小さいので、カーオーディオの音量が小さくても聞こえるが、高速走行時は、暗騒音が大きくなり、カー

オーディオの音量を大きくしないと聞こえない、ということになります。

最近の車にはこの暗騒音をマイクで測定し、自動的にカーオーディオの音量を調整する（10dB以上にする）機能がついたものもあるようですが。

この「暗騒音」、我々の業界で考えると、不動産登記法、調測要領、不動産調査報告書等、我々が守らなくてはならないものが当てはまるのではないのでしょうか。誤った業務、調査不足等による成果は、暗騒音に埋もれてしまいその存在が薄くなってしまいます。

この暗騒音、日々変化し、大きくなってきています。暗騒音に埋もれることない顕著に光る成果をつくるため、日々の研修、研鑽を怠ることなく、専門分野の知識と技術の向上を図ってまいりましょう。



TRY NEXT

多種多様化する測量業務に対し、
高精度・作業時間短縮によるコスト削減を実現することで、
生産効率のUPをお手伝いいたします。

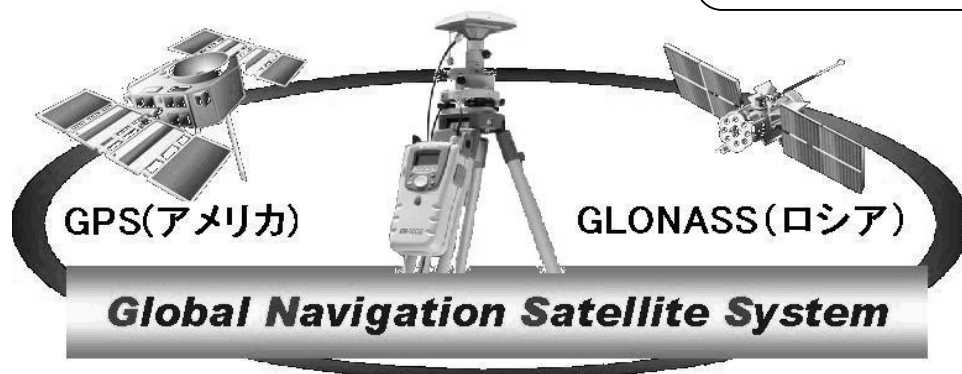
レンタルも実施中!

高精度衛星測量システム



- ・地籍測量
- ・街区基準点測量
- ・登記基準点測量
- ・変位計測

各種測量業務における、生産性の効率化をUPできるGPSシステム



『測る、量る、計る』の事業で土地家屋調査士業務のソリューション・パートナー企業を目指します。

Hisanaga

TOPCON SOKKIA

測量機器 宮崎県代理店
販売、レンタル、修理、点検、校正

測量CADシステム・測量機
各種試験機・計測器・製図機
OA機器、パソコン、デジタルカメラ

株式会社 久永



株式会社久永は
ISO9001:2000を
測量機器の修理・校正を
対象に認証取得しています。

宮崎支店 宮崎市祇園3-173
延岡営業所 延岡市大瀬町2-1-2

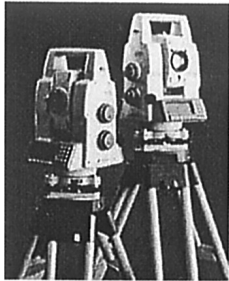
Tel 0985-27-1101

Tel 0982-31-0259

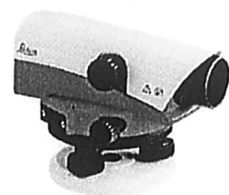
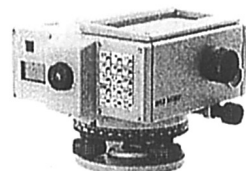
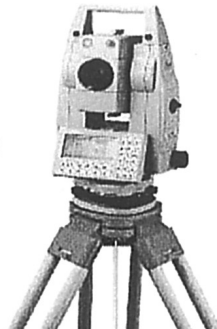
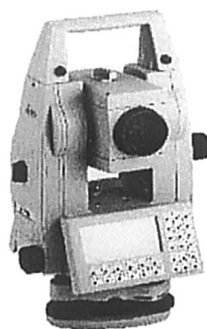
<http://www.kk-hisanaga.com> E-mail hisanaga@bz01.plala.or.jp



夢を、光技術とデジタルで



Leica
MADE TO MEASURE



測量ソフト：福井コンピュータ・ウチダデータ

測量機械：トプコン・ライカ

設計用紙：桜井・きもと

境界杭：サンポリ・リプロ

株式会社 小川度量衡金庫店

□ 宮崎本社 宮崎市昭和町82番地1 TEL(0985)-22-8234 FAX(0985)-29-9213

□ 都城支店 都城市下川東1丁目12-1 TEL(0986)-22-0155 FAX(0986)-25-5731



美しい仕上がりに真心をこめてお客様へお届けします。

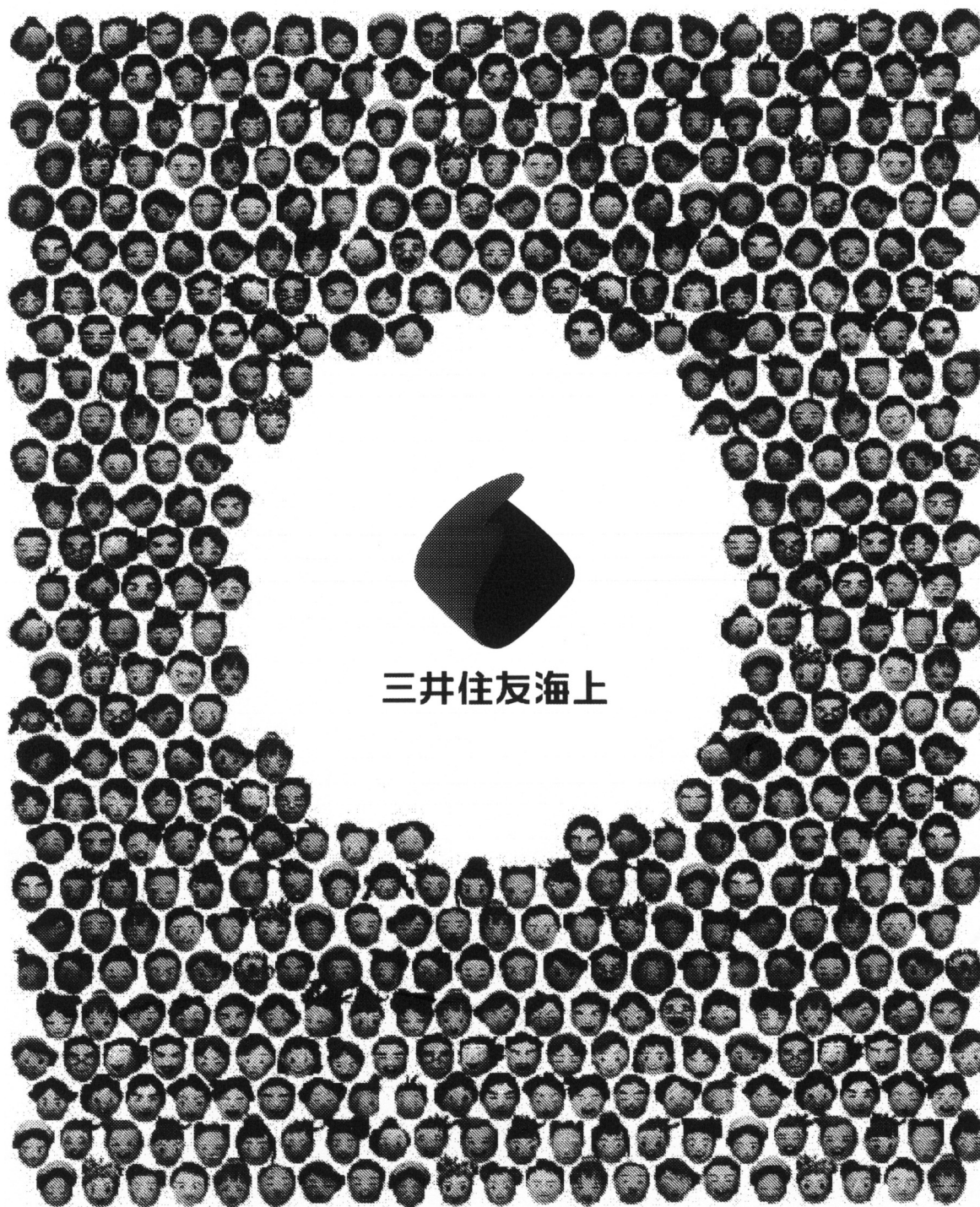
タイプ・タイプオフ・伝票・チラシ・その他印刷全般

宮崎市田代町 265 — 2

T E L 28 — 4353

F A X 31 — 1430

ひとりひとりに、最高品質の安心を。



www.ms-ins.com 三井住友海上火災保険株式会社

日本土地家屋調査士会連合会
共済会各種保険取扱

○ 職 業 賠 償 責 任 保 険

○ 団 体 所 得 補 償 保 険

○ 団 体 傷 害 疾 病 保 険

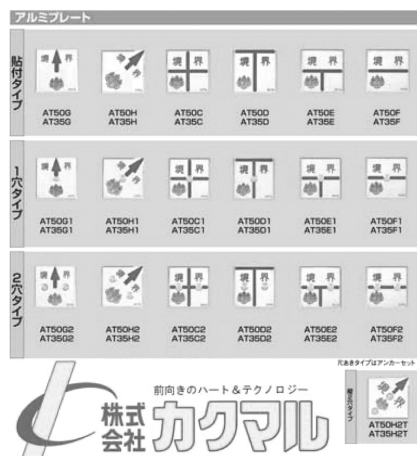
○ 測 量 機 器 総 合 保 険

○ 集 団 扱 自 動 車 保 険

損害保険代理店
有限会社桐栄サービス

〒112-0013 東京都文京区音羽 1-15-15 シティ音羽 2 階
TEL 03-5977-0070 FAX 03-5977-0070

(有)クロキシシステム販売は信頼メーカー商品で
土地家屋調査士業務を支援します。



OA機器・CADシステム・測量機器
有限会社 **クロキシシステム販売**

宮崎市大塚町乱橋4564-3

TEL (0985) 51-5172 FAX (0985) 51-5641

オフィスのトータルプランナー

複写機 OA機器 販売・保守
スチール・オフィス什器 販売



RICOH
ネットワーク対応 デジタルフルカラー複合機
imagio
MP C3000



東洋事務器株式会社

代表取締役 吉 野 正 広

本社／
宮 崎 市 柳 丸 町 158 番 地
TEL(0985)25-8870(代)
FAX(0985)25-3298

国富支店
東諸県郡国富町大字宮王丸
TEL(0985)75-2928(代)
FAX(0985)75-4739

元気No.1

企業を目指します。

品質 ISO 9001 認証取得 環境 ISO 14001 認証取得

創造と開拓の心で 情報サービス業を目指します。



Printing



DTP



Multimedia



Design

あらゆる印刷物を取り扱っております。

パンフレット・カタログ・チラシ・ポスター・メニュー・リーフレット・取扱説明書・ポップ
DM・ハガキ・シール・名刺・封筒・ラベル・ロゴ制作・トレース・画像取り込み・画像編集
画像切り抜き・テキスト打ち・バナー広告(FLASH、アニメーションGIF等)・HTMLに
よるリンク形式のマニュアル、印刷物等・PDFによるデジタル印刷物・新聞・本・記念誌
自費出版・アルバム・PDF等のデジタル出版物。



株式
会社

文昌堂

印刷・出版・企画デザイン・ホームページ作成

●本 社／都城市東町18街区1号 TEL 0986-22-1121 FAX 0986-25-6408

●宮崎営業所／宮崎市東大淀一丁目1番16 ライトコート115号 TEL 0985-51-0566

URL <http://www.bunsho.co.jp>